

令和7年度林道事業積算基準等分析調査事業仕様書

1 事業名

令和7年度林道事業積算基準等分析調査事業

2 目的

林道規定（令和2年3月31日改定）を踏まえて、林道の計画、調査、設計、施工等を実施するために必要な技術上の基本事項を示す林道技術基準が、令和6年3月29日に改正されており、これらと整合性の取れた林道の調査、測量、設計業務及び工事（以下「林道工事等」という。）を発注するための積算基準等の整備が必要となっている。

本事業は、これらの課題を解決し、今後の林道事業において効率的に設計積算が行えるよう積算基準等の改善を図るために実施するものである。

3 業務の履行期間

契約締結の日から令和8年3月6日（金）まで

4 業務内容

（1）林道工事等の積算基準等整備に係る調査

ア 林道工事等における以下の工種及び作業の積算基準（標準仕様書、標準歩掛等）を設定又は見直すため、過年度に回収した調査結果及び本年度に実施・回収する調査結果を使用し、作業量と作業時間の相関、現場条件による工程の相違等の分析、検討等を行って標準歩掛等の改定案を作成し、必要に応じて当該作業の標準仕様書（案）を作成する。

なお、本年度調査に係る調査票の配布及び回収時期は監督職員と協議の上、決定する。

- ① ICT 土工<機械土工（土砂）>
- ② 基礎・裏込砕石工
- ③ 大型ブロック積工
- ④ 林道改良 測量

イ 林道工事等における以下の工種及び作業の積算基準（標準仕様書、標準歩掛等）の設定又は見直しに資する施工実態調査を実施するため、過年度の調査事業で使用した調査票の見直し等を必要に応じて行った上で、林道工事等の発注者（森林管理局・都道府県積算担当者という。以下同じ。）に配布し、令和8年2月27日までに回収する。

なお、調査票の配布時期については監督職員と協議の上、決定する。

- ⑤ ICT 土工<盛土工>
- ⑥ 盛土安定計算
- ⑦ 林道施設災害調査等
- ⑧ 仮設道 測量・設計
- ⑨ 鉄鋼スラグ路盤工
- ⑩ 基礎・裏込栗石工（機械施工）
- ⑪ 林道改良 設計

なお、調査データ件数確保の観点から、民有林及び国有林の林道事業のほか、必要に応じて治山事業も調査対象に含めることとする。

（2）打合せ

受託者は、業務の実施に当たって、委託者と十分協議の上で実施するものとする。打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

- ① 業務着手段階
- ② 業務中間段階（3回）
- ③ 報告書取りまとめ段階

(3) 報告書のとりまとめ

上記(1)～(2)の内容や経緯等を本事業の成果として報告書に取りまとめるものとする。

5 成果品

成果物として4の業務内容について取りまとめた調査報告書(調査結果概要を含む)10部、電磁記録媒体2部を次の場所へ提出すること。

なお、電磁記録媒体(CD-R又はDVD-R)は、ウイルスチェック行い、ウイルスチェックに関する情報(ウイルスチェック対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等)を記載したラベルを添付して提出すること。

場所：林野庁森林整備部計画課施工企画調整室施工技術班積算基準係
(別館7階 ドアNo.別712)

6 前年度の調査報告書の閲覧貸与

入札希望者から申し出があれば、前年度以前の調査報告書(写)を閲覧貸与できるものとする。なお、閲覧貸与期間は、入札書、提案書等の提出期限までとする。

7 その他

- (1) 業務の実施に当たり、本仕様書に定めのない事項及び疑義のある場合は、委託者と協議の上、実施するものとする。
- (2) 本事業における人件費の算定に当たっては、別添の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従って行うものとする。なお、委託者は、受託者から提出された人件費の算定について確認するため、原則として人件費単価表(受託者が組織として人件費単価を定めている場合)又は実際に従事する(した)者の給与明細を確認する。
- (3) 受託者は、本事業により知り得た情報については、契約期間中はもとより、契約期間終了後においても外部に漏らしてはならない。
- (4) 受託者は、事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に別記様式を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～エの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組(照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等)の実施に努める。

ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

エ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

別記様式

環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書

以下のア～エの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	☐	☐
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	☐	☐
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。	☐	☐
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	☐	☐

・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	☐	☐
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。	☐	☐

・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。	☐	☐
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

エ みどり戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書 ー民間事業者・自治体等編ー」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	☐	☐

・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	☐	☐
・従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	☐	☐
・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。	☐	☐
・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。	☐	☐
・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。	☐	☐
・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

- ・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）